# 桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備）補助金

# Q&A

【補助金の目的、申込要件に関すること】

## Q1　この補助金は、どのような制度ですか？

A1　桑名市内の中小企業等が実施する、多様な人材が働きやすい環境づくりのための当該事業所等の整備を支援し、もって企業の安定的かつ持続的な企業活動と人材の確保を維持することを目的として、桑名市から補助金を受けて桑名商工会議所が予算の範囲内において「桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備）補助金」を補助します。

## Q2　この補助金の対象となる市内に事業所を有している「中小企業者」とは、何を指していますか？

A2　中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者

| 業種 | 下記のいずれかを満たすこと | |
|---|---|---|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| ①　製造業、建設業、運輸業<br>その他の業種（②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ②　卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③　サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ④　小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

| | |
|---|---|
| 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～8号に規定する組合等 | 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの |
| 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人 | 政令で定めるもの |
| 右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人 | ①　法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定する34事業）を行っていること<br>②　認定特定非営利活動法人でないこと<br>③　常時使用する従業員が300人以下であること |

（注）中小企業基本法上の中小企業者に該当しない、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等のうち非営利法人、有限責任事業組合（LLP）は、この補助金の対象となりません（農業法人は対象となります。）

※但し、申請にあたっては 次の要件も満たしていることが条件ですのでご注意ください。

1　桑名市内に主たる事務所又は事業所を有し、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者を申請時点で2名以上雇用している中小企業等

2　市税を滞納していない者

※市内に事業所を有しているとは
　商業・法人登記簿・登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所又は事業所を有していることをいいます。

## Q3　補助金を利用できる業種に制限はありますか？

**A3**　業種による制限はありません。

## Q4　桑名市に事業所（店舗・事務所）はありますが　法人の本社所在地（個人事業代表者の住所）が桑名市外です。この補助金の申請は可能ですか？

**A4**　申請可能です。法人、個人でも登録上の本社所在地が市外であっても、主たる事業所、事務所、店舗等が 桑名市内であれば申請可能です。
　ただし、補助対象事業を実施する 桑名市内の店舗、事業所や工場等で事業を営んでいることが確認できる書類が必要となります。
提出書類の一つの市税完納証明書の写しは、桑名市以外のものでも可能です。
事業は桑名市内で営んでいても他市、他町の納税証明しか取れない場合もあります。

## Q5　桑名市内に事業所がなくても申請できますか？

**A5**　桑名市内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。働きやすい環境整備を桑名市内にある事業場に設置することが条件ですのでご注意ください。
※法人本社所在地（社長住所兼ねる）や個人代表の住所が桑名市内であっても主たる事業所、事務所、店舗等が市外のみである場合は補助対象になりませんので注意してください。

## Q6　申請すれば必ず補助金が交付されますか？

**A6**　審査がありますので必ず交付される訳ではありません。また、**予算額の到達に伴い申請の受付を締め切る場合があります。**

【他の制度との併用に関すること】

## Q7　本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？

**A7**　補助対象事業や経費が異なる場合は、併用可能です。同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度（補助事業や委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。

【補助金に関すること】

## Q8　この補助金を受けるためには 最初に何をしたら良いですか？

**A8**　最初に事前確認の申込を電子申請で行ってください。桑名商工会議所ホームページにて詳細と電子申込フォーム URL を公開しています。
事前確認完了後にメールにて本申請の電子申請フォーム等をご連絡いたします。

【補助対象経費に関すること】

## Q9 この補助金の対象となる事業はどのようなものがありますか？

**A9** 次のいずれにも該当するもの
①市内の事業所に導入されるもの
②住宅部分または顧客用部分との共用を区別できるもの
③直接事業の用に供しない事業所内施設の増改築または設置
**④交付決定日後に発注、契約、納品、支払等を実施すること**

【働きやすい環境整備等の具体例】
（1）休憩室・食堂の設置・・・空調設備や照明器具、談話テーブルセット、ソファー、マッサージ機の設置も可能です。ただし、備品の購入は 10 万円以上に限ります。
（2）多目的室・・・10 万円以上の空調設備や照明器具、仮眠ベッドの設置も可能です。
（3）更衣室・シャワー室・・・10 万円以上の浴槽・手洗い等の設備の設置も可能です。
（4）多目的トイレ・・・高齢や障がいのある、あるいは育児中の従業員の方も快適に使用できるためのバリアフリー仕様のトイレの改修・設置が対象です。
例）手すりを設置する、出入口の前後に高低差をなくす、出入口の幅を 80 ㎝以上にする、広さを幅 200 ㎝以上×奥行 200 ㎝以上にすること等

## Q10 発注する際には、必ず2者以上から見積書を取らないといけませんか？

**A10**　発注先（委託先）の選定にあたっては、必ず2者以上から見積もりを取る必要があります。
また、可能な限り、桑名市内の事業者1者以上の見積書を含んでください。

【補助対象経費の支払いに関すること】

## Q11　補助金の概算払いはありますか？

**A11**　ありません。

## Q12　補助対象設備等の支払いはクレジットカード払いでも可能でしょうか？

**A12**　補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。
補助金執行の適正性確保のため、「現金決算のみの取引（代金引換限定のサービス等）」を除き現金払いは認められません。また、自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。さらに、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
クレジットカードによる支払いは、「当該法人」または「個人事業主本人名義」によるもので、補助対象期間中（令和7年12月27日（金）まで）に引落しが確認できる場合のみ認められます。

【事業の運用に関すること】

## Q13 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

**A13**　・交付決定には審査があります。申込受付順にて審査を行います。採択者には、採択決定後交付決定通知書を速やかに郵送通知します。予算の都合等で決定額が申請希望額より減額される場合があります。審査の結果、不採択となる場合があります。
・補助金の支払いは、補助事業完了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます。
・また、**予算額の到達に伴い申請の受付を締め切る場合があります。**

## Q14 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？

**A14**　止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は、桑名商工会議所　補助金担当に相談のうえ、速やかに変更申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければなりません。 なお、交付決定額の増額については認められません。

## Q15 補助金の総額を教えてもらえますか？

**A15**　10,000 千円　です。